

預金保険法第80条に基づく  
被管理金融機関の業務及び財産の状況等に関する報告書（補遺）

平成14年3月12日  
中津川信用組合  
金融整理管財人

## I はじめに

中津川信用組合（以下、「当組合」という）は、平成13年11月2日、預金保険法第74条第5項に基づき金融庁長官に対し、「当組合の財産をもって債務を完済することができない」旨の申し出を行いました。

これを受け同日、金融庁長官より預金保険法第74条第1項第2号に基づき、「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」を受けるとともに、同日付で預金保険法第80条に基づき、金融整理管財人に対して「業務及び財産の状況等に関する報告及び経営に関する計画」の作成命令を受けました。

金融整理管財人は、当組合が管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等について直ちに調査を開始し、平成14年2月4日に報告書を提出致しました。

本報告書は、金融整理管財人が、預金保険法第83条に基づき行った当組合の旧経営陣に対する刑事上・民事上の責任追及に関する措置について、上記報告書の補遺として提出するものです。

## II 旧経営陣に対する刑事上・民事上の責任追及に関する措置について

### 第1 はじめに

金融整理管財人は、当組合の旧経営陣、すなわち理事若しくは監事又はこれらの人であった者に対する責任追及を行うことが重要な職務の一つとされていることから（預金保険法第83条）、就任後、金融整理管財人2名と同補佐人2名を中心とし、地元弁護士の協力を得て、必要に応じて預金保険機構等関係先との協議、情報交換を通じて法的責任追及の為の慎重な調査・検討を行ってまいりましたので、本日迄の状況について報告いたします。

### 第2 刑事責任追及について

預金保険機構等関係先との協議、情報交換を通じ当組合の旧経営陣に対し具体的な金融犯罪に該当する行為があったとして刑事告訴等、訴追請求を行うべき事案があるかどうか慎重に調査・検討を行ってまいりましたが、現在迄にそうした事案を発見するには至っておりません。

### 第3 民事責任追及について

#### 1 旧経営陣に対する民事責任追及のための調査方針

余資運用については、まず第一に当組合の破綻の一要因である有価証券評価損の拡大をもたらした投資信託購入について、損害賠償責任に結びつくような個別・具体的法令違反が認められるかどうかを調査し、次に、これらの購入を決定した背景を明らかにするために当時の当組合の実態的な財政状況及び有価証券運用基準等の調査を行い、上記以外の余資運用についても調査のうえ、違法性の有無の検討を行いました。

次に貸出運用については、まず第一に大口焦げ付き先について、理事会議事録、融資関係の稟議書、契約書等の内容を精査し、融資に至った経緯、担保の徵求状況、回収手続き等を中心に、不良債権の発生に至った背景や稟議状況との因果関係が認められるかを含めた調査を行い、その融資行為に損害賠償責任に結びつくような個別・具体的法令違反の有無について旧役員を含めた関係者から事情聴取を行うなど、あらゆる見地から検証を行い、総合的に判断いたしました。

## 2 調査結果

### (1) 余資運用に関する調査結果

有価証券運用は、国債・地方債中心のポートフォリオでありましたが、平成10年度下期の債券相場急落の中、国内債券相場の変動による影響を受けにくい運用の必要性が高まり、かつ、貸出金の伸び悩みにより余資運用による収益確保の必要性が高まったことから、デリバティブ知識の薄い中、ヘッジ取引をすることなく投資信託や外国証券、特にデリバティブが組み込まれた外国私募債への投資を拡大するなど、各種リスクに対する十分な配慮を欠いた極めて問題のある運用が取られていたものと判断されます。

こうした運用姿勢から、平成12年3月末において有価証券全体で1,338百万円、うち外国私募債においては1,210百万円と、当組合勘定の889百万円を大幅に上回る多額な評価損を計上し、その早期処理が大きな課題でしたが、外国私募債に関しては、その後の円安傾向及び期限前償還の結果、大事には至りませんでした。

一方、投資信託についてみれば、特に13年度に入り株式市況の低迷から評価損が拡大し、これらの事実が当組合破綻の一要因となりました。

また、当組合には、有価証券の運用に関して常務会規程の他、有価証券運用に関する基準・資金運用基準・余資運用規程がありますが、運用額の目処・運用スタンス・投資額の上限等に整合性が認められず、結果として、これらの規程・基準がないがしろにされていたものと考えられます。特に、常務会規程においては、「有価証券の購入及び処分」が協議事項として定められているにもかかわらず、常務会には一度も付議された記録がないなど、規程・基準の不遵守という事実が認められるなどの問題も認められます。

## (2) 貸出運用に関する調査結果

融資案件については、総じて債務者や保証人の知名度に依存し、債務者からの申し出を聴取するのみで、債務者の財務内容の検討や事業計画、資金使途、返済原資の確認など、債務者の業況等の実態把握が不十分であるばかりか、保全面につきましても、特に注意を要する問題先に対して多額の保全不足となるなど、多くの問題点が見受けられました。

また、大口信用供与限度額を超過する融資先が存するなどの問題も見受けられ、特に当組合の破綻の大きな要因である大口グループ企業について、関係債務者合計8先（名）の貸出を中心に、融資金がどのように使用されたかを決算資料、融資関係資料、検査関係資料及び旧役員・職員からの事情聴取等により個別・具体的に調査いたしました。

更に、常務会規程において、30百万円以上の貸出及び少額であっても特殊なものは、常務会の協議事項とする旨定めていながら（平成13年2月「取引先に対する5百万円以上の担保不足の貸出」に改訂）、付議された記録がないなど、規定の不遵守という事実も認められます。

## 3 調査結果に基づく検討

### (1) 損失を発生させた余資運用について

#### ① 投資信託について

国内株式を主要投資対象とした投資信託については平成13年9月末において、株式市況の低迷から312百万円と評価損が拡大するに至り、結果として326百万円の売却損が生じるなど、組合の破綻の大きな要因となりました。

また、投資信託の運用については、当組合内部の「有価証券運用に関する基準」に規定する国内株式を対象とする投資信託への投資限度額（上限額5億円）を超過するものであり、内部規定に違反する取扱いと認められほか、常務会に付議されないなど、規程・基準の不遵守という事実が認められますが、購入にあたっては個別に稟議が行われており、実質的な経営判断がなされているものと判断されます。

投資信託の運用状況についてみると、危険性を十分認識することなく、安易にキャピタルゲインを目途とした運用を行った結果、多額な売却損が生じることとなり、リスク管理上の態勢整備が不十分との問題点が認められますが、現在迄の金融整理管財人らにおける調査結果では、直ちに旧役員に対し損害賠償請求を行うべき具体的で明らかな法令違反があると判断するまでには至りませんでした。

## ② その他の余資運用について

その他の余資運用の失敗についても、当然心がけられるべきリスク管理、リスク分散への認識が薄く、特にハイリスクな外国私募債についてみると、為替相場の変動などに対するリスク管理態勢の整備が不十分なまま投資運用額を増加させた結果、評価損の拡大を招くことになったものと認められます。

しかしながら、現在迄の金融整理管財人らにおける調査結果では、直ちに旧役員に対し損害賠償請求を行うべき具体的で明らかな法令違反があると判断するまでには至りませんでした。

## (2) 不良債権を発生させた融資案件について

当組合の破綻の大きな要因の一つである大口信用供与限度を超過する特定の貸出債権を中心として、貸出稟議書や付属書類等により融資審査の実態を調査するとともに、保全状況の推移等を調査した結果、融資審査において債務者の業況等の実態把握が不十分で、基本的な融資審査が疎漏なうえ、保全面において特に注意を要する問題先に対し、多額の保全不足が発生していることは前述したとおりです。

また、信用供与限度額を超えるグループ企業に対し、同グループ企業と密接な関係がある債務者への融資がグループ内の中核企業の資金繰りに流用されるなど、迂回融資の懸念が認められたことから、これら債務者の資金使途、資金の流れ、担保の裏付けなど、過去の資料等に基づき調査を行うとともに、旧役員・職員への事情聴取等を実施いたしました。

これ迄の調査の結果、融資実行にあたり、債務者の事業計画を裏付ける資料等の検証や返済財源の確認を行うことなく、一方的な説明を聴取するにとどまっており、また、一步踏み込んだ資金使途の確認や資金トレースもなされておらず、この結果、迂回融資を看過することとなり、実質的に信用限度額を超えるグループ企業への与信額を拡大、不良債権の増大を招いたことが、当組合の破綻の要因になったものと認められます。しかしながら、当組合に対し各々の融資実行が、直ちに旧役員に対し損害賠償請求を行うべき具体的で明らかな法令違反があると判断するまでには至らず、これら融資関係について民事提訴を行うには、更に一步踏み込んだ調査・検討が必要と考えられます。

他の個別融資案件についても、大口先及び不良先を中心に、融資資料等による調査を行いましたが、現在迄の金融整理管財人らにおける調査結果では、直ちに旧役員に対し損害賠償請求を行うべき具体的で明らかな法令違反があると判断するまでには至りませんでした。

### (3) 一般的な善管注意義務違反について

上記の通り、余資運用や個別の融資案件において現在迄のところ、直ちに損害賠償請求に結びつくような個別・具体的法令違反が認められないことから、組合と旧経営陣との間の委任契約（中企法第42条、商法第254条）に基づく一般的な善管注意義務の違反を理由とした損害賠償の請求が可能かどうかを、また、事業譲渡作業の中で発覚した、元支店長による顧客借入金・預金等の不正流用事件に対する旧役員の監督責任を含めて検討する必要がありますが、これらについては、現在、預金保険機構の協力を受け、また清算整理回収機構と相談しながら検討しているものの、現時点での調査結果からは結論を出すまでには至っておりません。

当組合の旧経営陣に対する責任追及に関しては、上記の通り様々な調査・検討を行いましたが、現在までの余資運用や個別融資案件に係る調査・検討の結果では直ちに損害賠償請求に結びつくような具体的法令違反は認められませんでした。

### 第4 旧経営陣に対する刑事告訴・損害賠償請求権等の処理

旧経営陣に対する刑事告訴・損害賠償請求等につきましては、上記のとおり残念ながら現時点において責任追及に踏み切るまでには至りませんでしたが、今後、清算整理回収機構による調査等によって新たなる事実が判明する可能性もあることから、清算整理回収機構において引き続き責任追及が行い得るよう、旧経営陣に対する損害賠償請求権等を清算整理回収機構に譲渡する予定です。